

政令第四百四十二号

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する

政令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第十七号）の施行に伴い、並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項各号、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「第七条第二項第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第

二号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第三号中「第十三条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第六号中「第十条」を「第八条」に改め、同条第二項中「第七条第二項第四号」を「第三条第二項第四号」に改め、同項第一号中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に、「授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる授業料等減免対象者（法第四条第一項に規定する授業料等減免対象者をいう。以下同じ。）の」に改め、「（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）」を削り、同項第一号中「一〇〇円未満」を「法第四条第二項第一号に掲げる授業料等減免対象者」に、「学校等」を「大学等」に、「額」を「額。次号イにおいて同じ。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第四条第二項第二号に掲げる授業料等減免対象者 当該授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める額（ロからニまでに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）

イ 一〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の授業料の年額及び入学金の額

ロ 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに定める

授業料の年額に三分の二を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の二を乗じた額

ハ 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイに

定める授業料の年額に三分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に三分の一を乗じた額

ニ 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等のイ

に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及びイに定める入学金の額に四分の一を乗じた額

第二条第一項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前項第二号」に、「及びその」を

「(同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。)及びその」に改め、同条第三項中「学校等」を「大学等」に改める。

第三条第一項第一号中「前条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等(次号において単に「学校等」という。)」を「大学等」に改め、同項第二号中「学校等」を「大学等」に改める。

第四条中「第十一条」を「第九条」に、「第十条」を「第八条」に改める。

第五条の見出し中「第十六条ただし書」を「第十四条ただし書」に改め、同条中「第十六条ただし書」を「第十四条ただし書」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十条第二項」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五十一号中「第十条第一号」を「第八条第一号」に改める。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正)

第三条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号ただし書中「に同法」を「に児童扶養手当法」に改め、同号口ただし書中「、当該児童が」の下に「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項に規定する学資支給金(以下「学資支給金」という。)の支給又は」を加え、「。以下」を「。第十一号口ただ

し書において」に、「第三条に規定する大学等における修学の支援（以下「大学等修学支援」を「第四条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」に、「その」を「当該」に改め、「児童が受ける独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する」を削り、「大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免」を「当該授業料減免」に改め、「切り捨てた額」の下に「。第三十一条の五第三号口ただし書及び第三十六条第三号口ただし書において同じ。」を加え、「（以下「大学等修学支援月額」という。）」を削り、同条第十一号口ただし書中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、「の減免」の下に「（以下「入学金減免」という。）」を加え、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第八条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給金の支給、授業料減免又は入学金減免（以下「学資支給等」という。）」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援」を「当該学資支給等」に改める。

第三十一条の五第三号ロただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「児童が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号ロただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入学金減免の」に改める。

第三十一条の六第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援」を「当該学資支給等」に改める。

第三十六条第三号ロただし書中「大学等修学支援を」を「学資支給金の支給又は授業料減免を」に、「その」を「当該」に、「寡婦の被扶養者が受ける大学等修学支援月額」を「学資支給金の月額と当該授業料減免の年額を十二で除した額との合計額」に改め、同条第十一号ロただし書中「大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免」を「入学金減免」に、「その」を「当該」に、「減免の」を「入

学金減免の」に改める。

第三十七条第四項中「が大学等修学支援」を「が学資支給等」に、「大学等修学支援の対象となる月分」を「学資支給金の支給又は当該授業料減免の対象となる月分」に、「大学等修学支援の対象となる入学」を「入学金減免の対象となる入学」に、「大学等修学支援の額」を「学資支給等の額」に、「当該大学等修学支援」を「当該学資支給等」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正)

第四条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成十六年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項第二号及び同条第二項第二号中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号ロからニまで」に、「当該各号」を「同号ロからニまで」に改める。

(こども家庭庁組織令の一部改正)

第五条 こども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「大学等における修学の支援に関する法律」を「独立行政法人日本学生支援機構法

(平成十五年法律第九十四号) 第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律」に、「の規定による大学等における修学の支援」を「第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

第九条第二十六号中「大学等における修学の支援に関する法律の規定による大学等における修学の支援」を「独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第一号に規定する学資の支給及び大学等における修学の支援に関する法律第四条第一項の規定による授業料等の減免」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。